

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

令和元年 9 月 27 日

新潟市長 中原 八一

## 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 マリモタウン新潟

所在地 新潟市中央区幸西 1 丁目 275 番地 24

設置者 日生アセットマネジメント株式会社

## 2 変更しようとする事項

## (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ・大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社原信	24 時間	
株式会社ココカラファインヘルスケア	<u>午前 10 時 00 分</u>	<u>午後 9 時 00 分</u>
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分

(変更後)

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社原信	24 時間	
株式会社ココカラファインヘルスケア	<u>午前 8 時 00 分</u>	<u>午後 12 時 00 分</u>
株式会社ハードオフコーポレーション	午前 10 時 00 分	午前 10 時 00 分

## 3 変更する年月日

令和元年 9 月 20 日

## 4 変更しようとする理由

小売業を行う者の一部について、開店時間の繰り上げと閉店時刻の繰り下げを行うことにより、来店者の利便性を高めるため。

5 届出年月日

令和元年9月19日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

令和元年9月27日から令和2年1月27日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先  
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp